

覚 書

高槻市（以下「甲」という。）と.....（以下「乙」という。）との間に乙が行う「貯水槽水道」の施行並びに維持管理について、次のとおり覚書を締結する。

第1条 乙は、高槻市.....で行う「貯水槽水道」を適正に管理するため管理責任者を定め給水開始時において明確にしなければならない。

第2条 乙は、しゅん工検査後速やかに給水開始届を提出しなければならない。

第3条 乙は、施行に当たっては、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2及び給水装置工事施行基準（昭和51年7月1日高槻市水道部制定、以下「施行基準」という。）に基づき高槻市水道部が指定した指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）に施行させなければならない。

第4条 甲が乙に供給する1日最大給水量は給水装置工事申込書に基づき..... m^3 と定め、乙が建築物の増改築を行う場合は、改めて事前協議を行い、再度覚書を締結しなければならない。

第5条 乙は、配管等の維持管理について、高槻市指定業者に維持管理を委託しなければならない。

第6条 乙は、水質の安全を図るため水道法の「簡易専用水道」及び、ビル管理法の「特定建築物」に係るものについては、それぞれ当該法令の定めにより管理しなければならない。

2 前項以外の「小規模貯水槽水道」については、「簡易専用水道」に準じて管理をするものとする。

第7条 甲は、必要があれば乙の「貯水槽水道」を、立入り検査をすることができる。

第8条 乙の設置する「貯水槽水道」の水槽は以下のとおりとする。

有効受水槽容量 m^3

有効高置水槽容量..... m^3

第9条 乙は、水の利用者に対し、給水方法等を説明しておくと共に、漏水事故等の処理体制を明確にし、水道料金の徴収方法についても説明しなければならない。

第10条 乙は、「貯水槽水道」の設置者及び管理責任者が変わったときは、この覚書を継承するとともに維持管理届を提出しなければならない。

この覚書の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 高槻市桃園町4番15号
高槻市水道事業
管理者

㊟

乙

㊟